

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター  
航空宇宙産業基盤確保支援事業費助成金交付要領

(総則)

第1条 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター(以下「センター」という。)は、航空宇宙産業の成長分野における県内中小企業の産業基盤確保を支援するため、岐阜県内事業所で保有する生産設備や検査・測定機器の精度維持のために必要となる定期的な保守・点検にかかる費用および、製造に必要なソフトウェアのライセンス使用料に対して、予算の範囲内で航空宇宙産業基盤確保支援事業費助成金(以下「本助成金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター助成金等交付規程(以下「規程」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 この要領において、本助成金の対象者は次の各号に掲げるいずれかの者とする。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法第2条第1項各号に該当する会社及び個人事業主のうち、県内に本社又は事業所を有し、かつ県内の事業所において、JISQ9100の認証を保有する製造業。
- (2) その他理事長が適当と認めるもの

(欠格事由)

第3条 次に掲げる者は、助成対象としない

- 一 国税、県税及び市町村税を完納していない者
- 二 反社会的勢力に該当する者(別記)

(助成対象事業等)

第4条 助成対象事業、助成対象者、助成対象経費、助成率及び助成限度額は、別表のとおりとするほか、理事長が適当と認めるものとする。

- 2 対象経費は、原則、助成対象事業の実施期間内に発生し、支出した経費とする。
- 3 国、県又は県の外郭団体からの、他の助成金等の助成対象事業(申請中のものを含む。)については、本助成金の対象としない。

(助成金の交付申請)

第5条 本助成金の交付申請書及び様式は、第1号様式のとおりとする。

- 2 前項の申請書の提出期限は、理事長が別に定める。

(助成対象期間)

第6条 助成金対象経費の算出期間は、第7条但し書きによるものを除き、原則として交付決定日から助成事業の完了(助成事業の廃止又は中止の承認を受けた場合を含む。)の日又は令和4年2月28日のいずれか早い日までとする。

(事業の着手時期)

第7条 事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の性格上又はやむを得ない理由があると理事長が特に認めた場合はこの限りではない。

- 2 前項のただし書により助成金の交付を受けようとする場合は、前条第1項の規定により提出する交付申請書に、事前着手理由書(第2号様式)を添付するものとする。

(助成金申請の審査)

第8条 理事長が必要と認めるときは、本助成金の申請の採択の適否について審査させるため、審査委員会を設置することができる。

- 2 前項の規定により審査委員会を設置した場合において、理事長は、第5条の規定により本助成金の交付申請書の提出があったときは、必要に応じ、専門家及び関係機関の意見を聴取し、審査委員会の審査に付するものとする。

(助成金の交付決定)

第9条 理事長は、第5条の規定により助成金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、又は前条第2項の規定による審査委員会の審査の結果に基づき、助成金の交付の決定又は不採択の決定を行い、助成金の交付申請者にその旨通知(第3号様式)する。

- 2 助成額として算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付の条件)

第10条 理事長は、前条の交付決定に際して、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 助成事業の内容を変更する場合は、あらかじめ変更承認申請書(第4号様式)を提出し、理事長の承認を受けること。
- (2) 助成事業を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、変更(中止・廃止)承認申請書(第4号様式)を提出し、理事長の承認を受けること。

(申請の取り下げ)

第11条 本助成金の交付決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、当該通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から10日以内に、申請の取り下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(助成事業の遂行等の命令)

第12条 理事長は、助成事業者が提出する報告等により、その者の助成事業が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者

に対し、これに従って当該助成事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 理事長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、第 16 条の規定により当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

#### (実績報告書)

第 13 条 実績報告書及びその添付書類の様式は、第 5 号様式のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、助成事業の完了（助成事業の廃止又は中止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して 15 日を経過した日又は当該年度の令和 4 年 2 月 28 日のいずれか早い日とする。

#### (助成金の額の確定等)

第 14 条 理事長は、前条の助成事業の完了又は廃止若しくは中止に係る助成事業の報告を受けた場合においては、実績報告書及び関係書類の審査並びに必要な応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第 6 号様式）により助成事業者へ通知するものとする。

#### (支払方法)

第 15 条 助成金は、前条の規定により助成金の額を確定した後に支払うものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払いを受けようとするときは、第 14 条規定の確定通知の日から 7 日以内に助成金交付請求書（第 7 号様式）を理事長に提出しなければならない。

#### (交付決定の取り消し)

第 16 条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 法令、本要領の規定に違反した場合
- (2) 助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
- (3) 助成事業に関して不正、怠慢その他不適格な行為をした場合
- (4) 助成金の交付決定後生じた変更により助成事業を遂行することができない場合

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

#### (書類、帳簿等の保存期間)

第 17 条 助成事業者は、助成事業に係る経理について、収支を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、助成事業が完了した年度の翌年度以後 5 年間保存しなければならない。

#### (助成金の返還)

第 18 条 理事長は、第 16 条の規定による助成金の交付決定を取り消した場合において、

助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(成果の発表等)

第 19 条 理事長は、助成事業で実施した事業の成果について必要があると認めるときは、助成事業者に発表させることができるものとする。

2 理事長は、助成事業の内容について、助成事業者名、助成金額、成果等をセンターのホームページ等で公表できるものとする。

(検査等)

第 20 条 理事長は、助成事業者に対し助成事業に関して必要な指示をし、報告を求め又は当該事務担当職員に事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(暴力団の排除)

第 21 条 第 5 条の規定による申請があった場合において、当該申請者が第 3 条各号に該当するときは、理事長はその者に対して本助成金を交付しないものとする。

2 理事長が第 9 条の規定による交付決定をした後において、助成事業者が第 3 条各号に該当することが明らかになったときは、第 16 条の規定により助成金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に助成金が交付されているときは、第 16 条の規定により助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 22 条 この要領に定めるもののほか、この助成金の交付に関し、必要な事項は、別に理事長が定める

附 則

この要領は、令和 3 年 8 月 4 日から施行し、令和 3 年度分のセンターの予算に係る助成金から適用する。

別表

助成対象事業	助成対象者 (助成事業者)	助成対象経費	助成率	助成 限度額
岐阜県内に立地する事業所で保有する生産設備や検査・測定機器の精度維持のために、必要な保守・点検および、製造に必要なソフトウェアのライセンスの更新	県内の事業所で「JISQ9100」の認証を保有する中小企業者等	(1)加工機等生産装置の保守・点検のための委託費用 (2)製品検査用評価機器・測定機器等の保守・点検のための委託費用 (3)製造用ソフトウェア(各種 CAD/CAM ソフトや、製造シミュレーションソフト等)のライセンス使用料	助成対象経費の2/3以内	上限 1,200 万円

(注1) 助成対象経費は、交付決定日以降で助成対象期間内に発生した上表に掲げる経費とする。ただし「事前着手理由書」の提出があり、理事長が「事業の性格上やむを得ない理由がある」と判断した場合はこの限りではない。

(注2) 保守・点検、ライセンスの更新に係る消耗品費(交換部品料、ソフトのアップグレードに係る費用、その他準備のための経費など)は助成対象外とする。ライセンスの更新によるソフトのバージョンアップはこの限りではない。

## 別記

### 反社会的勢力に該当する者

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (5) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (6) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を偽装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (8) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (9) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
  - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること。
  - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること。
  - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
  - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
  - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。